

# FASBによる履行義務の公正価値測定見直しの意味

海老原 諭

## 1. はじめに

アメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board；以下、「FASB」という）は、2008年に、討議資料「顧客との契約における収益の認識に関する予備的見解」（以下、「討議資料」という<sup>(1)</sup>）を公表した。討議資料では、履行義務（performance obligation）の測定に関して、収益認識プロジェクトの立ち上げ当初から検討されていた公正価値を用いるアプローチを棄却し、これに代えて、顧客との契約価格を基礎として測定する当初取引価格アプローチ（original transaction price approach）を支持することが述べられている。

かつてのFASB基準において、公正価値測定の対象は、金融商品が中心であった。しかし、2001年に企業結合で取得した識別可能資産および識別可能負債を原則として公正価値で測定する旨の財務会計基準ステートメント第141号「企業結合」（以下、「SFAS 141」という<sup>(2)</sup>）が公表されて以降、金融商品以外の資産および負債についても公正価値測定が検討されるようになった。2006年には、財務会計基準ステートメント第157号「公正価値測定」（以下、「SFAS 157」という<sup>(3)</sup>）が公表された。SFAS 157は、測定対象を金融商品に限定しない、汎用性のある公正価値測定のための指針である。

SFAS 157では、公正価値が「測定日における市場参加者間の秩序ある取引（orderly transaction）において、資産を売却した場合に受け取るであろう価格、または、負債を移転した場合に支払うであろう価格<sup>(4)</sup>」と定義されている。SFAS 157の特徴は、公正価値に関する情報を得られる「市場参加者間の秩序ある取引」を仮想的（hypothetical）なものでよいとしているところにある<sup>(5)</sup>。かつて市場価格を基礎として測定が行われるケースはあったが、市場価格について客観的な情報が得られない場合は、通常、時価を使用せずに、原価で据え置かれるなどの代替的な措置がとられていた。これに対して、SFAS 157では、市場が実際に存在するか否かにかかわらず<sup>(6)</sup>、取引を仮想することで、公正価値を見積もることができると考えられているのである。

討議資料において、履行義務は、「顧客に対して資産（財またはサービスなど）を移転する旨の顧客との契約上の約束<sup>(7)</sup>」と定義されている。顧客との契約も、契約上の約束も、討議資料が公表される前から存在している。これまで履行義務がオンバランスされてこなかったのは、履行義務を合理的に測定できなかったためである<sup>(8)</sup>。市場が実在しない場合も、それが存在するものと仮定して見積もりを行うSFAS 157の前提に則れば、履行義務の測定も、オンバランスも可能になっていたはずである。

本稿の目的は、討議資料において、履行義務の公正価値測定が見直された背景を探り、それが現在の公正価値測定に対してどのような示唆をもつものであるかを考察することにある。

## 2. 収益認識プロジェクトにおける問題意識

討議資料によれば、現在の FASB 基準には、収益認識に関して次の 2 つの点で問題が生じている<sup>(9)</sup>という。

ひとつは、各会計基準の稼得プロセスに関する記述に整合性を欠く部分が存在する点である。現在、アメリカにおいて一般に認められた会計原則（US GAAP）には、収益および利得の認識に関する基準が 100 以上もあり、経済的実態としては同じような取引についても、財務報告上、異なる結果が生み出されてしまっている状況がある<sup>(10)</sup>という。

討議資料では、このことがケーブルテレビ会社と電話会社の例を用いて説明されている。2 つの事業形態は、①いずれも顧客に対して設備（受信装置または電話機）を設置するなどしてサービス（放送または通話サービス）を受けられるようにする、②実際にサービスを提供するという 2 つのプロセスから構成される点では共通している。それにもかかわらず、両者の会計処理は異なる。ケーブルテレビ会社の場合は、財務会計基準ステートメント第 51 号「ケーブルテレビ会社による財務報告」の規定により、両者をそれぞれ別の稼得プロセスとみなして会計処理が行われるのに対して<sup>(11)</sup>、電話会社の場合は、証券取引委員会スタッフ会計公報第 104 号「収益認識」の規定により、両者を区別することは認められていないのである<sup>(12)</sup>。

稼得プロセスは、概念ステートメント第 5 号「営利企業の財務諸表における認識と測定」（以下、「SFAC 5」という<sup>(13)</sup>）において、収益の認識要件のひとつとして述べられている。ここでは、稼得について、次のように説明されている<sup>(14)</sup>。

「稼得した（earned）。収益は、稼得されてはじめて認識される。企業の収益稼得活動は、当該企業の目下着手中の主たるもしくは中心的な営業活動を構成する財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供またはその他の諸活動を伴い、企業が収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務を、事実上、果たしたときに、収益は稼得されたとみなされる。…以下省略…」

ここで、「収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務」とは、「企業の目下着手中の主たるもしくは中心的な営業活動を構成する財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供またはその他の諸活動」を指しており、具体的には「仕入、製造、販売、用役の提供、財貨の引渡し、他の企業に資産の利用権を与えること、契約によって特定されている事象の発生等<sup>(15)</sup>」を意味する。

この説明は、どのような事業形態を営む企業にも適用できるような抽象的なものであり、具体性があるわけではない。基礎概念を提示するという概念フレームワークの趣旨からいえば当

然のこのようにも思われるが<sup>(16)</sup>、討議資料では、このように SFAC 5 の説明に具体性を欠くことが、収益認識に関して問題が生じている原因のひとつになっていると考えられている<sup>(17)</sup>。

もうひとつ問題としてあげられているのは、稼得プロセスを前提とする収益の認識要件が、資産および負債と関連づけられた収益の定義と矛盾 (conflict) している点である。このために、討議資料では、稼得プロセスを考慮して収益を認識する方法では、企業の契約上の資産と負債を財務諸表上に誤って表示してしまうことがあったと述べられている<sup>(18)</sup>。

FASB の概念フレームワークおよびここから導出される会計基準は、資産および負債を中心として構築されている。このために、概念ステートメント第6号「財務諸表の構成要素」(以下、「SFAC 6」という)でも、収益が「財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供、または実体の進行中の主要なまたは中心的な営業活動を構成するその他の活動による、実体の資産の流入その他の増加もしくは負債の弁済(または両者の組み合わせ)<sup>(19)</sup>」であると定義されている。

SFAC 5 では、稼得という言葉で説明される企業の活動を収益認識の一要件としているのに対して、SFAC 6 では、資産の増加および負債の減少(またはその組み合わせ)こそが収益であると定義している。FASB の考える「矛盾」とは、この両者のずれを意味しているようである。

実際、討議資料では、収益認識に関する問題を解決する方法として、稼得という言葉に頼らない「資産および負債に焦点をあてた収益認識モデル」が提唱された。この収益認識モデルでは、次のようなプロセスで収益が認識される。

- ① 契約にともなって生じる「顧客に対して代金を請求する権利」(以下、「代金請求権」という)と「顧客に対して財またはサービスを提供する義務」(以下、「履行義務」という)をそれぞれ測定する。
- ② 代金請求権の測定値が、履行義務の測定値を上回ればその差額を資産として、逆の場合はその差額を負債として認識する。
- ③ ②で認識した資産が増加するか、または負債が減少した場合に、その増減額を収益として認識する。

以上のプロセスには、稼得の文字が含まれていない。従来、稼得という言葉で表現されていた企業自身が収益獲得のために行う活動が、収益の認識要件から外されているのである。その代わりに、契約にともなって生じる資産または負債の測定値、より正確には代金請求権と履行義務の測定値の変動が、収益認識の鍵となっている。

代金請求権および履行義務の測定値の変動が企業の活動と関係なく把握できれば、故意であれ、過失であれ、稼得プロセスに関する企業側の理解によって、収益認識のタイミングが左右されることはなくなるはずである。経済的にみれば同じような活動は財務諸表上でも同じように報告されるので、現行の収益認識要件を前提とした場合に比べて、収益に関する情報の比較可能性は高まるといえる<sup>(20)</sup>。

しかし、SFAC 5における収益認識の一要件としての稼得の定義と SFAC 6における収益の定義との間に、討議資料にあるような矛盾が生じているとまではいえないように思われる。いずれの定義にも企業の主たる営業活動について同じように述べられており、文面上対立する部分はない。それにもかかわらず、討議資料では、収益の定義の前段部分を実質的に削除し、資産の増加および負債の減少のみに焦点をあてた収益認識モデルが公表された。これは、SFAC 6における収益の定義を尊重したというよりも、むしろ収益の定義自体を見直したと解釈したといった方がよいだろう。

概念フレームワークでは、さまざまな基礎概念が相互に関連性をもって説明されている。このために、ひとつの定義を見直せば、関連する諸概念もあわせて見直さなければ、基礎概念間の関連性を崩す結果ともなりかねない。例えば、討議資料のように、資産の増加または負債の減少（または両者の組み合わせ）の理由を問わないとなると、損益取引も資本取引も区別されず、また、同じ損益取引であっても、収益（revenue）と利得（gain）を区別する根拠もなくなってしまふ。これでは、これらの区別を要請する他の概念フレームワークの記述との間に、それこそ矛盾が生じてしまうのではないか。

以上のように、収益認識プロジェクトでは、SFAC 5に定義される稼得の意味が実務上多様に解釈されており、その結果として収益認識のタイミングにずれが生じていることが問題視されている。この問題を解消するために考えられたのが、稼得に代えて、資産および負債の変動と関連づけた収益の認識モデルを構築する方法である。しかし、稼得の考え方を完全に否定することは、概念フレームワークに述べられている他の基礎的前提と新たな矛盾を生み出す危険性もはらんでいる。

### 3. 履行義務の公正価値測定の棄却理由の検討

冒頭で述べたように、収益認識プロジェクトの立ち上げ当初、履行義務は公正価値によって測定することが予定されていた。公正価値は、多くの買手と売手が参加する活発な市場において成立する取引価格を前提とした測定値である。資産または負債をもつ企業は、市場の一参加者にすぎないために、市場で成立する価格に影響力をほとんど与えることができないと仮定されている。

従来は、個別の会計基準に照らして、企業が稼得プロセスを終えたと判断した時点で収益が認識された。しかし、履行義務を公正価値で測定し、その測定値が変動したことをもって収益を認識することになれば、企業側の稼得プロセスに対する理解の違いによって、収益を認識するタイミングが変わってしまうような事態は避けられるかもしれない。

しかし、討議資料に予備の見解として示されたものは、履行義務を公正価値によって測定する方法ではなかった。その理由にはさまざまなものがあるが、それらの検討に入る前に、収益認識プロジェクトの立ち上げ当初から考えられていた公正価値の定義は、そもそも SFAS 157における公正価値の定義とは異なっていたことを指摘しておかなければならない。それまで公

正価値として議論されていたものが、2006年にSFAS 157が発効したことにより、公正価値ではなくなってしまうという事態が生じてしまったのである。

討議資料では、現在出口価格について、次のように説明されている。これは、収益認識プロジェクトの立ち上げ当初からSFAS 157が公表されるまでの間、プロジェクト内において公正価値として取り扱われていたものである<sup>(23)</sup>。

「履行義務を測定するひとつのアプローチは、それらを現在出口価格（current exit price）で測定する方法である。現在出口価格は、財務諸表日において、企業が独立第三者に対して履行義務を移転するにあたり支払うことが要求されるであろう金額である。」

この定義がSFAS 157の公正価値の定義と異なるところは、履行義務を負っている企業自身がこれを第三者に移転することを想定している点である。他方、SFAS 157の公正価値の定義では、市場参加者間で行われる取引が想定されており、履行義務を負っている企業自身の立場は、定義上、公正価値の見積りに反映されないことになっている。

このような矛盾は、すでに2004年2月の収益認識プロジェクトの審議において指摘されている<sup>(24)</sup>。収益認識プロジェクトにおいて想定されていた履行義務の公正価値が、当時収益認識プロジェクトと併行してすすめられていた公正価値測定プロジェクト（2003年開始、SFAS 157の公表をもって終了）で議論されている公正価値の定義と矛盾するとボードメンバーから指摘された際、FASBのスタッフは、「履行義務は、おそらく活発な市場で取引されるものではなく、履行義務の公正価値測定は公正価値の階層の第3レベルのものとして行われるだろう」と説明した。ボードメンバーもおおむねこの説明に納得したようである<sup>(25)</sup>。

それにもかかわらず、2006年9月にSFAS 157が公表されると、2006年10月の収益認識プロジェクトの審議では、公正価値を利用する方法が公正価値（fair value）から測定（measurement）という名称に変更された（さらに、討議資料では、上述のように現在出口価格アプローチへと改称されている<sup>(27)</sup>）。このような名称の変更は、収益認識プロジェクトの考えていた公正価値の定義とSFAS 157の定義との間に矛盾があることを、FASB自身が認めるに至ったことを意味しているのかもしれない。

討議資料における現在出口価格は、企業自身が取引の一当事者となるところ以外は、SFAS 157における公正価値の定義とも整合性を有している。具体的には、①測定日時点の金額を見積もろうとしていること、②履行義務を負っている企業と無関係の第三者を取引の当事者としていること、③履行義務を移転したときの価格（出口価格）であること、および、④履行義務を移転する取引は仮想的なものであることの4点で共通しているといえる。

しかし、このようにほとんどSFAS 157の公正価値と同じ特徴をもつ現在出口価格であるにもかかわらず、討議資料において棄却されてしまっている。しかも、その理由は、企業が履行

義務の移転の一当事者となってしまうためではなかった。

討議資料によれば、履行義務を現在出口価格で測定するアプローチを棄却した理由は①収益認識のパターンに問題があること、②履行義務の公正価値の見積もりが複雑であること、および、③履行義務の識別を誤った場合に収益の期間帰属の面で問題が生じることの3点であるという<sup>(28)</sup>。

まず、①の問題点について述べる。収益認識のパターンに問題が生じるとは、履行義務を現在出口価格によって測定すると、顧客と契約を結んだ時点で収益の一部が認識されてしまうというものである。契約締結時に収益が認識されるのは、取引価格のなかに、履行義務とは無関係の部分が含まれていると考えられているためである。討議資料には、履行義務とは無関係の部分の例として、契約を獲得するためのコストおよびマージンがあげられている<sup>(30)</sup>。

このような場合、顧客と契約を結んだ時点から、収益が認識されてしまうという<sup>(31)</sup>。たとえば、顧客との契約価格が100であり、この契約に基づく履行義務の公正価値が90であるとして、討議資料の収益認識モデルに基づく契約時の仕訳を示せば、次のようになる。

(借) 契約資産	10	(貸) 収益	10
----------	----	--------	----

顧客との契約価格は、討議資料にしたがって貨幣の時間価値等<sup>(32)</sup>を無視すると、そのまま顧客に対する代金請求権の測定額として利用できる。代金請求権100と履行義務90の差額10は、契約資産として認識される。契約資産の相手勘定として貸方に計上される10が収益である。

討議資料がこのような収益認識のタイミングを問題視したことには、次の2つの点で問題があるように思われる。

ひとつは、顧客獲得のためのコストおよびマージンを履行義務とは別に取引価格の構成要素として位置づけている点である。討議資料では、履行義務の測定値の中心的な構成要素を①予想コスト (expected costs)、②貨幣の時間価値および③マージンの3つであるとしている<sup>(33)</sup>。このうち、予想コストについては、直接費 (原材料費、人件費など) に加え、間接費 (販管費、減価償却費など) が含まれると説明されているが<sup>(34)</sup>、契約獲得のためのコストは、ここでいう間接費に含まれないのだろうか。

また、契約獲得のためのコストを履行義務のコストとして考えられないとしても、履行義務の充足によって得られたマージンからこのコストを回収すると考えることはできるだろう。実際、討議資料において選択された当初取引価格アプローチでは、契約締結時における履行義務の公正価値と代金請求権の測定値は一致すると仮定されている<sup>(35)</sup>。この場合、履行義務とは別に契約獲得のためのコストも契約価格を構成すると想定するならば、これは履行義務の充足によって得られたマージンから回収されていると考えざるを得ない。討議資料では、契約獲得のためのコストの回収源泉を、暗黙のうちに、履行義務の測定アプローチの違いによって変えているのではないだろうか。

もうひとつの問題は、収益認識のタイミングを問題視している点である。収益認識プロジェクトは、もともと収益認識のタイミングに比較可能性をもたせることを目的としていたはずである。そのために、稼得プロセスに対する企業側の理解にかかわらず、収益認識のタイミングを決定できるモデルを志向して、稼得プロセスを排した資産の増加および負債の減少（またはその組み合わせ）のみを収益認識の判断基準とする新しいモデルを構築しようとしたのではないか。

それにもかかわらず、討議資料では、収益認識のタイミングの問題についての説明を「契約によって約束された財およびサービスを顧客に対して提供する前から、企業が収益を認識することを認めるアプローチに対しては快く思わない（uncomfortable）」<sup>(36)</sup>と結んでいる。ここにいう顧客に対する財またはサービスの提供は、SFAC 5において稼得という言葉で説明されていたものである。収益の認識にあたって、企業の具体的な活動を求めるのであれば、稼得の考え方をわざわざ否定してまで、収益認識モデルを見直す必要はなかったと自らで認めてしまったようなものである。「快く思わない」という歯切れが悪い理由のようなもので説明を結んでいるのは、この自己矛盾にFASB自身が気づいていることの証といえるのではないだろうか。

次に、②および③の問題点について述べる。討議資料によれば、顧客との契約に起因する履行義務に関する現在出口価格が観察可能であることはまれ（rarely）であることから、履行義務を公正価値で測定するためには見積もりを用いることが多くの場合で必要になってくるが、その見積もりは複雑で、かつ、検証することも困難である<sup>(37)</sup>。このように履行義務の公正価値の見積もりが困難であれば、見積もりを誤ってしまう可能性も高くなる。企業が履行義務の公正価値の見積もりを誤った場合、契約資産または契約負債の金額が経済的実態と乖離し、その結果、これらの変動分として測定される収益の金額もまた経済的実態から乖離してしまう可能性がある<sup>(38)</sup>という。

討議資料自体認めているように、履行義務は企業と顧客との間に固有のものであって、他の企業に対して、自社に代わって履行義務を充足してもらうことは現実的には考えづらい<sup>(39)</sup>。しかし、そのような取引を仮装する以上、見積もりが困難であることも、検証可能性が低いことも当然のことではないだろうか。

それでもなお、収益認識プロジェクトにおいて公正価値の測定が検討され続けられてきたのは、履行義務の公正価値がレベル3の公正価値として見積もられることが前提とされていたからである。レベル3の公正価値とは、市場参加者の立場から観察可能なインプット（市場で決定された価格、利子率など）を利用できない場合に、企業側にしか存在しない、市場参加者側からは観察不能なインプットを用いて見積もられた公正価値のことをいう<sup>(40)</sup>。

SFAS 157では、レベル3の公正価値という考え方を採用することによって、市場が存在しないために、これまで時価を把握できなかったものについても公正価値の見積もりを可能なものとした。その代表的な例が無形資産である。一般に、無形資産について組織化された市場は存在しないために、自らが売買の当事者となる場合を除けば、市場から公正価値の見積もりに必

要な情報（価格など）を得ることは、ほとんど不可能である<sup>(41)</sup>。このような無形資産の測定が可能とされるのは、企業自身のインプットを用いて、レベル3の公正価値を見積もることが認められるからである。

履行義務の場合も、実際には存在しない取引を仮装する以上、公正価値の見積もりが困難であるのは当然である。しかし、それをもって現在出口価格アプローチを棄却する理由とするのは、履行義務と同じように取引市場が存在しない無形資産のようなものについても公正価値を見積もることができるという、SFAS 157の前提を否定することにもなりかねないのではないだろうか。

履行義務の公正価値測定が棄却された理由についてこれまで述べてきたことは、①収益の認識にあたって稼得プロセスを捨て去ることができなかったことと、②公正価値の測定可能性に対する疑念が払拭できなかったことの2点にまとめられる。前者については、収益認識モデルが振り出しに戻ったというだけで、このことが現在の会計基準に対して重要な変更をもたらすものとは考えにくい。これに対して、後者は、現在の公正価値測定のための指針を否定する可能性をはらむ見解であり、より詳細に検討する必要があるだろう。

#### 4. 履行義務の公正価値測定見直しが示唆する SFAS 157 の問題点

SFAS 157では、そのままの形で公正価値として利用できるような市場価格（レベル1のインプット）を得られない場合、何らかの評価技法（valuation technique）を用いて公正価値を見積もることが認められている。

SFAS 157では、公正価値の見積もりに使用する評価手法は、次の3つのアプローチのいずれかに準拠したものでなければならないとしている<sup>(42)</sup>。

- ① マーケット・アプローチ：市場取引を通じて生み出された価格その他の適切な情報を用いて見積もりを行う方法
- ② インカム・アプローチ：キャッシュ・フロー、利益などの将来発生すると期待される金額の流列を割引くことで現在の価値に変換する方法
- ③ コスト・アプローチ：資産の用役提供能力（service capacity）を代替するために必要とされる金額を用いて見積もりを行う方法（再調達原価とよばれることが多い）

履行義務と同じく、一般に取引市場が存在しないとされる無形資産について、SFAS 157では、ソフトウェア資産の例を用いて、3つのアプローチに基づく評価技法のなかから、インカム・アプローチに準拠した評価手法を選択する過程が示されている。その過程は、次のようにまとめられる<sup>(43)</sup>。

まず、マーケット・アプローチに準拠した評価技法であるが、取引市場が存在しないソフトウェア資産については、公正価値の見積もりに必要なデータを市場から入手することができな

いので、見積もりを行うこと自体が不可能である。このような理由で、マーケット・アプローチに準拠した評価技法は却下されている。次に、コスト・アプローチに準拠した評価技法であるが、この場合、ソフトウェア資産の公正価値の見積もりを行うこと自体は可能であるとされている。しかし、特定の企業の業務用にカスタマイズされたソフトウェア資産について、他の企業が同じようなソフトウェア資産を複製する (replicate) ことは容易でないという理由で、同様に却下されている。したがって、ソフトウェア資産の公正価値の見積もりには、インカム・アプローチに準拠した評価技法を採用するというのである。

履行義務についても同様の議論が可能であろう。履行義務について取引市場は存在しないので、マーケット・アプローチに準拠した評価技法は却下される。また、顧客との契約は、通常、企業と顧客との二者間で成立する。小売業のように、企業間で顧客に販売する商品自体には違いがない場合もあるが、このような場合も、契約価格等の取引条件は、企業の財務状況などもあわせて総合的に決定されると考えられるので、他の市場参加者も自社と同じ条件で顧客と契約を締結するとみなすのは不自然である。したがって、ソフトウェア資産の場合と同様に、コスト・アプローチに準拠した評価技法も採用することはできない。

そうであるならば、履行義務の公正価値の見積もりに利用できる評価技法は、現在価値法の利用を前提としたインカム・アプローチに準拠するものに限られる。しかし、履行義務を他社に移転する予定がないにもかかわらず、仮に移転すると仮定した場合のキャッシュ・アウトフローを適切に見積もることは可能であろうか。SFAS 157 に示された測定指針をみるかぎり、この見積もりは不可能ではないと考えられる。

その理由は、第1に、企業に固有の情報を公正価値の見積もりに利用できることとされているためである。レベル3の公正価値を見積もる以上、市場参加者から観察できないインプットを見積もりに使用しても問題はない。SFAS 157 では、このようなインプットであっても「市場参加者が資産または負債の価格決定に利用するであろう仮定 (assumptions)<sup>(44)</sup>」について見積もったものでなければならないとされているが、無形資産のような市場が存在しないものについては、市場参加者を想定すること自体が不可能であり、このような見積もりを行うことができない。

そのためか SFAS 157 には、「市場参加者であれば異なる仮定を利用したであろうことを示す情報が、過度のコストおよび労力を負うことなしに合理的に入手できるのであれば、観察できないインプットを構築するために利用した報告実体自身のデータを調整 (adjust) しなければならない<sup>(45)</sup>」として、企業自身のデータをそのまま利用する選択肢が残されている。

第2に、暗黙的にはあるが、入口価格 (entry price) も公正価値の見積額として認められているためである。公正価値は、定義上、出口価格 (exit price) ということにされている<sup>(47)</sup>。すなわち、資産を売却すると仮定した際に得られるであろう価格、または、負債を移転とした際に支払わなければならないであろう価格を公正価値とすることになっている。

それにもかかわらず、SFAS 157 では、公正価値を見積もるための測定技法のひとつとして認められているコスト・アプローチに準拠するものが認められている。これは、資産でいえば再

調達原価を利用する方法である。再調達原価とは、資産を売却したときではなく、資産を購入したときに支払うべき入口価格である。

このように、SFAS 157では、公正価値の定義については厳格な定めが設けられているものの、実際に見積もりを行う場面では、公正価値の定義とは必ずしも整合しない方法を利用する余地が残されているのである。これらは、究極的にはすべての資産および負債に適用できる公正価値測定のための指針を現実のものにするためには有意義であろうが、FASBが原則ベース（principle-based）で会計基準を設定することを標榜している以上、<sup>(48)</sup> 定義と測定方法との間にずれがあるのは問題がないわけではない。

例えば、仮に、入口価格を利用した公正価値の見積もりが、公正価値の定義との関係でも問題がないとすると、顧客との契約価格を基礎として履行義務を測定する当初取引価格アプローチも、公正価値を利用した測定といえる可能性が出てくる。顧客との契約価格は、履行義務を負う代償として、企業が将来受け取る金額なので、履行義務の入口価格と考えられる。契約の相手は不特定の市場参加者ではなく特定の顧客であるが、履行義務に関する市場が存在せず、他の市場参加者を想定できないとすれば、契約価格と異なる価格が履行義務の公正価値として適切とみなされる可能性はないので、この金額を履行義務の公正価値とみなしても問題はないはずである。<sup>(49)</sup>

討議資料公表前の投票において、当初取引価格アプローチに賛成したバタビック（George J. Batawick）氏は、契約価格が「実際に合意された交換価格であり、売手が履行義務を充足したことによって売手自身が受け取る<sup>(50)</sup>と期待されるキャッシュ・フロー」を表すとしたうえで、これが「現在出口価格アプローチによる仮定の処分価格（hypothetical lay-off price）よりも、より目的に適合し、より有意義な情報<sup>(51)</sup>」を提供すると述べている。

履行義務を負っている企業は、そもそもこれを他社に移転することを考えていないという討議資料の説明にしたがえば、履行義務を移転するとしたら支払わなければならない金額（出口価格）をどれだけ正確に見積もることができたとしても、そのキャッシュ・アウトフローが現実<sup>(52)</sup>に起こる可能性はほとんどゼロである。バタビック氏は、そのような非現実的な金額よりも、企業に対して高い確率でもたらされるキャッシュ・インフローの金額（契約価格）の方が有意義と考えていたようである。

概念ステートメント第1号「営利企業の財務報告の基本目的」（以下、「SFAC 1」という）によれば、財務報告の目的のひとつは、「企業への正味キャッシュ・インフローの見込額、その時期およびその不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供<sup>(52)</sup>」することにあるとされている。SFAS 157で公正価値が定義されているのも、資産または負債をもっている企業にとって、出口価格が将来の正味キャッシュ・インフローを意味するためである。<sup>(53)</sup> これらの前提にたてば、実際にキャッシュ・フローとして具現化することのない履行義務の現在出口価格を仮想する意義はほとんど見出せなくなってしまう。

このように、公正価値の測定方法として必要以上に出口価格にこだわると、キャッシュ・フ

ローの予測に有用な情報を提供するという、より上位の目的との間で矛盾が生じる可能性も生じてくる。FASBが原則ベースによる会計基準の設定をうたうのであれば、ここで指摘した公正価値の定義と測定指針との間の矛盾は、新たな測定のための指針を公表することではなく、<sup>(54)</sup> SFAS 157による公正価値の定義を見直すことによって解消していくべきなのではないだろうか。

## 5. おわりに

本稿では、収益認識プロジェクトで履行義務の公正価値が棄却された意味について検討した。SFAS 157により公正価値が明確に定義されたことにより、それまで収益認識プロジェクトのなかで公正価値として扱われてきた測定方法が、公正価値ではないものになってしまった。しかし、それは定義上だけの話であり、公正価値を見積もるにあたって新しい定義はあまり意識されていないようにも思われた。

履行義務の公正価値測定に関していえば、公正価値が市場参加者間の取引を前提としていること、および公正価値が出口価格として定義されていることが問題となった。しかし、履行義務と同様に市場が存在しないと考えられている無形資産の公正価値測定に関する SFAS 157の記述をみれば、いずれも測定にあたってほとんど考慮されていないことがわかった。

履行義務の測定アプローチとして採用されたのは、公正価値の流れをくむ現在出口価格アプローチではなく、顧客との契約価格を基礎とする当初取引価格アプローチであった。このアプローチが採用された根拠は、SFAS 157が公正価値を見積もる際に前提としている仮想の取引から得られる見積額よりも、実際の取引で約束されている価格の方が有意義というものであった。

2010年7月に公表された概念フレームワーク・プロジェクトの測定のフェーズの議事録には、注目すべき結論が示されている。ここでは、測定について考えるための前提について、「測定を通じて財務報告の基本目的を達成するための最善の方法は、貸借対照表または損益計算書の一方を強調するのではなく、特定の測定値を選択することがすべての財務諸表に及ぼす影響を考慮することである<sup>(55)</sup>」と述べられているのである。

FASBは、公正価値測定を推進するなかで、資産および負債を適切に測定することを従来にも増して強調してきた。このために、FASBは、一般に貸借対照表を重視していると思われてきたし、そのことも自覚しているようである。<sup>(56)</sup> そのなかで、損益計算書の意義にも配慮がみられるこの議事録の記述は、FASBが方針転換を行いつつあるきざしとして理解できるのではないだろうか。

※ 本稿は、平成22年度科学研究費補助金（基盤研究（A）, 課題番号22243035）、研究課題「公正価値測定の意義とその限界に関する研究」（研究代表者・北村敬子）の助成を受けたものである。

(注)

- (1) Financial Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, FASB, Dec. 2008.
- (2) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141: Business Combinations*, FASB, June 2001, par. 6. 2001年公表当時の SFAS 141 において、企業結合で取得した識別可能資産および識別可能負債を公正価値ベースで測定するというのは、あくまでも原則論にすぎなかった。SFAS 141 において公正価値による測定が明言されているのは、金融商品を除けば、無形資産のみである (*ibid.*, par. 37)。これは、SFAS 141 を公表した目的が主に持分プーリング法の廃止にあり、測定方法を含むパーチェス法の具体的な会計処理方法までは見直されていなかったためである (*ibid.*, par. B99)。FASB が会計処理方法の見直しを終え、2007年に改訂された SFAS 141 (revised) では、企業結合で取得した識別可能資産および識別可能負債を原則として公正価値で測定することとされている (Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141 (revised 2007): Business Combinations*, FASB, Dec. 2007, par. 20)。
- (3) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 157: Fair Value Measurements*, FASB, Sep. 2006.
- (4) *Ibid.*, par. 5.
- (5) *Ibid.*, par. 7.
- (6) ここで「市場の有無」とは、市場が物理的に存在するか否かではなく、時価に関する情報を得られるか否かによって判断される。
- (7) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 3.2.
- (8) 前受金は、履行義務に最も近い勘定と考えられる。しかし、前受金は、履行義務を直接測定したのではなく、財またはサービスの前に代金の全部または一部を受け取った場合に、その金額のみが計上される勘定である点で履行義務とは異なる。
- (9) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), pars. 1.3-1.8.
- (10) *Ibid.*, par. 1.3.
- (11) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 51: Financial Reporting by Cable Television Companies*, FASB, Nov. 1981, pars. 11-12.
- (12) Securities and Exchange Commission, *Staff Accounting Bulletin No. 104: Revenue Recognition*, SEC, Dec. 2003, pp. 44-45.
- (13) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, Dec. 1984 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年)。
- (14) *Ibid.*, par. 83b (前掲訳書, 250頁)。
- (15) *Ibid.*, par. 83b, footnote 51 (前掲訳書, 250頁)。
- (16) FASB とともに収益認識プロジェクトをすすめている IASB では、概念フレームワークの他に、収益認識について定めた会計基準 (International Accounting Standards Board, *International Accounting Standard 18: Revenue*, IASB, Dec. 1993; IAS 18) が設けられている。これに対して、FASB では、収益認識のための指針が業種ごとに基準化されているものの、IAS 18 のような包括的な収益認識についての基準は設けられていない。
- (17) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 1.7.
- (18) *Ibid.*, par. 1.8.

- (19) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 6: Elements of Financial Statements: a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, FASB, Dec. 1985, par. 78 (平松一夫・広瀬義州, 前掲訳書, 324頁)。
- (20) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 1.20.
- (21) 訳書では, SFAC 5 と SFAC 6 の訳者が異なるために, 「実体の進行中の主要なまたは中心的な営業活動」という部分が SFAC 5 の訳 (「企業の目下着手中の主たるもしくは中心的な営業活動」と異なっているが, 原文ではいずれも同じように述べられている (ongoing major or central operations))。
- (22) SFAC 6 では, 「出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動」を包括利益としたうえで, これと資本取引とを区別しており (Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (19), pars. 64-70), これは持分の変動がただちに利益となるわけではないことを意味している。また, SFAC 5 では, 「利得を認識するためには, 一般に, [稼得とともに収益の認識要件を構成する——引用者] 実現した (realized) もしくは実現可能 (realizable) という要件の方が, 稼得したという要件よりも重要である (Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (13), par. 83b)」と, 収益と利得では, 考慮される度合いに違いはあるものの, 稼得の考慮を前提とした説明が行われている。
- (23) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 5.15.
- (24) Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the February 18, 2004 FASB Board Meeting*, FASB and IASB, Feb. 2004, p. 4.
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*
- (27) Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 22, 2007 FASB-IASB Joint Board Meeting: Revenue Recognition*, FASB, Nov. 2007, par. 1.
- (28) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 5.17.
- (29) *Ibid.*, par. 5.18.
- (30) *Ibid.*
- (31) *Ibid.*
- (32) 2010年に公表された公開草案では, 契約価格をそのまま利用するのではなく, 回収可能性 (collectibility), 貨幣の時間価値, 現金以外の対価の公正価値, リバートによる将来の払戻予定額などを加味することが要請されている (Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Proposed Accounting Standards Update: Revenue Recognition (Topic 605): Revenue from Contracts with Customers*, FASB, June 2010, par. 42)。
- (33) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 5.9.
- (34) *Ibid.*, par. 5.9a.
- (35) *Ibid.*, pars. 5.25-5.26.
- (36) *Ibid.*, par. 5.20.
- (37) *Ibid.*, par. 5.21.
- (38) *Ibid.*, par. 5.23.
- (39) 自社で引き受けた仕事を下請け業者等に丸投げするケースでは, 履行義務自体は移転しているものの, その際の移転価格について下請け業者が自由意思を発揮して, 川上の企業と交渉することはできないだろう。現在出口価格はあくまでも, 買い手と売り手の自由意思によって交渉が行われ,

その結果として成立した価格を意味しており、一方的な強制力をもって決定した価格は、現在出口価格としてみなされない。

- (40) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (3), par. 30.
- (41) Baruch Lev, *Intangibles-Management, Measurement, and Reporting*, Brookings Institution, 2001, pp. 42-43（広瀬義州・桜井久勝監訳『ブランドの経営と会計』東洋経済新報社、2002年、48-49頁）。
- (42) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (3), par. 18.
- (43) *Ibid.*, pars. A17-A19.
- (44) *Ibid.*, par. 30.
- (45) *Ibid.*
- (46) George J. Benston, “The Shortcomings of fair-value accounting describes in SFAS 157,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 27, Issue 2, March-April 2008, p. 103.
- (47) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (3), par. 5.
- (48) FAS は、2002年に「アメリカの基準設定における原則ベースのアプローチの採用（案）」（Financial Accounting Standards Board, *FASB Proposal: Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, FASB, Oct. 2002）を公表し、概念フレームワークに立脚した演繹的な会計基準設定を行っていくことを宣言している。
- (49) ただし、顧客との契約価格は、あくまでも契約締結時の金額であるので、契約締結後はこの金額を公正価値としてみなすことはできない。収益認識のタイミングの問題を解消しようとするのであれば、履行義務の公正価値の変化を適宜把握して、変化が見られた場合にただちにその差額を損益計上するのが筋であろう。しかし、討議資料では、企業の具体的な活動によって履行義務が充足されたときに契約時に決定した金額を履行義務の測定値から減額するだけで、原則として再評価は行わないものとしている（Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 5.40）。この点からも、収益認識のタイミングに対する問題意識は反故にされていることが分かる。
- (50) Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the May 14, 2008 Board Meeting: Revenue Recognition*, FASB, May 2008, par. 2.
- (51) *Ibid.*
- (52) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, Nov. 1978, par. 37（前掲訳書、28頁）。
- (53) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (3), par. C26.
- (54) SEC は、金融危機後に公表した報告書「2008年緊急経済安定化法第133項による報告および勧告：市場価格を反映した会計に関する調査」のなかで、FASB に対して公正価値測定のための指針をより充実させるよう勧告（recommendation）している（Securities and Exchange Commission, Office of the Chief Accountant Division of Corporation Finance, *Report and Recommendations Pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting*, SEC, Dec. 2008, pp. 205-206）。
- (55) Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the July 14, 2010, FASB Board Meeting: Conceptual Framework*, FASB, July 2010, p. 2.
- (56) Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board, *IASB Meeting July 2010; FASB Meeting July 14, 2010: Staff Paper: Conceptual Framework: Measurement Implications of the Objective of Financial Reporting*, FASB and IASB, July 2010, par. 12.

## 参考文献

- Benston, George J., "The Shortcomings of fair-value accounting describes in SFAS 157," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 27, Issue 2, March-April 2008.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, Nov. 1978 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年).
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 51: Financial Reporting by Cable Television Companies*, FASB, Nov. 1981.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, Dec. 1984 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年).
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 6: Elements of Financial Statements: a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, FASB, Dec. 1985 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年).
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141: Business Combinations*, FASB, June 2001.
- Financial Accounting Standards Board, *FASB Proposal: Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, FASB, Oct. 2002.
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the February 18, 2004 FASB Board Meeting*, FASB and IASB, Feb. 2004.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 157: Fair Value Measurements*, FASB, Sep. 2006.
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 22, 2007 FASB-IASB Joint Board Meeting: Revenue Recognition*, FASB, Nov. 2007.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141 (revised 2007): Business Combinations*, FASB, Dec. 2007.
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the May 14, 2008 Board Meeting: Revenue Recognition*, FASB, May 2008.
- Financial Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, FASB, Dec. 2008.
- Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Proposed Accounting Standards Update: Revenue Recognition (Topic 605): Revenue from Contracts with Customers*, FASB, June 2010.
- Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board, *IASB Meeting July 2010: FASB Meeting July 14, 2010: Staff Paper: Conceptual Framework: Measurement Implications of the Objective of Financial Reporting*, FASB and IASB, July 2010.
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the July 14, 2010, FASB Board Meeting: Conceptual Framework*, FASB, July 2010.
- International Accounting Standards Board, *International Accounting Standard 18: Revenue*, IASB, Dec. 1993.
- Lev, B., *Intangibles — Management, Measurement, and Reporting*, Brookings Institution, 2001 (広瀬義州・桜井久勝監訳『ブランドの経営と会計』東洋経済新報社, 2002年).

FASB による履行義務の公正価値測定見直しの意味（海老原論）

Securities and Exchange Commission, *Staff Accounting Bulletin No. 104: Revenue Recognition*, SEC, Dec. 2003.

Securities and Exchange Commission, Office of the Chief Accountant Division of Corporation Finance, *Report and Recommendations Pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting*, SEC, Dec. 2008.